

且つ讀み且つ寫し、終に大卷十二冊を成せり、君は前にもいふ如く、元來習字を好まざりしが、この寫本を視るに字畫整然筆法嚴肅書家尙ほ其三舍を避けんとするものなり、奇といふへし、その書は毎卷佐久間象山先生篆隸を以て李忠定公の文集と題書す、今尙ほ家に存す、また歴史類にありては温公通鑑を熟讀し、温史中の事は大概暗記し居たりといふ、君遊學中頻りに狹斜出入して遊蕩に沈溺し、芳原のみにして、妓の拍ひ狂る、者五十名を下らず、中に就きても愛憐したるものを某樓の首唱某とす、君常に人に語りていふ、吾れ天下に相識多しと雖ども、胸襟を開きて共に心事を談すべきもの唯一の某妓あるのみと、蓋し戯言のみ、去りながら某妓亦た聊か常妓と異れる所なきにわらず、今一事を執りて之を記せん歟、君一夜某樓に登り某妓をして敵娼として、酒を酌み酔後興に乗して無紙を呼び某妓をして菊花一を畫かしむ、某妓乃ち紙を展べて筆を下す、君傍らにありて之を見、ア、實に菊花は花中の名花なり、若し夫れ艶麗を以て論すれば、牡丹の如き、桃李の如きありと雖ども、これ等は皆陽春の風氣に促されて百化と共に咲くものなれば、また取て珍と稱するに足らず、獨り菊は然らず、秋氣天に凝りて草木漸く凋める時に當り能くその蕾を破りて、獨り其芳を専らにす、陶淵明が愛翫拈く能はざりしといふも亦た故あるかなど、

獨り言してありけるが、某妓未だ畫を畢らざるに、近隣火を失せしと見え、火事よくと罵り騒ぐ聲最と驚しく聞えたり、その頃火事は江戸の花と唱へ無智の小民等火あれば、唯仕事有とて祝融を智かに福神と崇め、殊に芳原の火事といへば、この弊一層甚だしく、唯だスハくと立ち騒ぐのみにて、誰れ消さんとするものなければ、見るく四方に燃ゆる廣がり、火は焰々として天を焦がし、烟は漠々として地を包み、實に物凄き有様なりけり、殊に其樓は風下に當るより火粉は雨の如くに飛び來り、一家の混雜一と方ならず、聊かの變事にも打ち驚き立ち騒ぐは、女の常なるに、況して今にも火の燃ゆる來らんとする勢なれば娼妓共は孰れも膽を冷やし瞬時も早く立ち退かすば、この世ながらに焦熱の地獄に墜ちて焼け死なんと、狼狽周章一と方ならざるに、獨り彼の某妓のみは少しも動する氣色なく君が悠然として、大盃を滿引する傍にありて、徐々と菊花を畫き終れり、斯る事よりして、君もその聊か常妓に異なる處あるを知り、虚言ながらも共に心事を談すべきもの獨り某妓あるのみと語られしも實に尤もなり、又た或時は何の心によ、數多の書生を連れて國府臺に遠足し、各々數ヶの剛飯に饑を醫し、數盃の濁酒に酔を買ひ、放歌するものあり、亂舞するものあり、中々の騒ぎなりしが、君は聽てのことに突つ立ち上り、各々方辭まり玉へ

我れ今各々方の清聴を煩はしたき一議ありと、事ありげに云れければ、一同何事やらんと君のことなれば何か六ヶ敷理窟でも並べ立つることならんと思ひしに、君は咳一咳し、偕て是より申上げたき一條はと、八百屋お七の祭文を誦り出でければ、一同餘りの事に驚き暫しが程は唯だ呆然として笑ふ聲だに出でざりけり、斯かる奇異の振舞多かりければ、河井は亂心せり、本氣にわらずと思しさまにいひ囃し、遂に君侯の御耳にも入り最と心なきことに思はされ、吉見雲臺といへるものに仰せて君の行状を探ぐれよとありけるに、雲臺仰せ承りぬと、顔々に手を盡くして探ぐりしかど、心ありての放蕩か、將た痴情に迷ふてか、河井の底の最と深くその内心を酌み兼ねて、河井許りは吾々が端倪すべき人ならずと遂に思ひあきらめてうの趣きを復命したりける、君斯く放蕩に耽りしならんと思ふ人もあるべけれど決して左にわらず、君は元來邊幅の虚飾を思ひ、常に縮服を着し小倉の袴を穿ち、羽織は黒の紋付いはば最と立派げに聞ゆれど、是亦粗末の品にて純然たる山合武士の風躰なりけり、また君は金錢の出納頗る嚴にして、取るべきは一錢の少きも之を取り、拂ふべきは半錢の微と雖も之を拂へり、君常に人に語りて曰く、吾は金錢の價を尊くするを勤むるものなり、與ふべき時にわらずして與ふれば金錢の位低落すべしと、

君は諸方を漫遊して、文久元年長岡に歸りけるが、其前年水戸の浪士が井伊元老を櫻山門外に要殺してより、天下の形勢ますます危急に迫り、浮浪の徒四方に起りて頻りに尊王攘夷の説を唱へ、白晝兇器を弄して洋人を途上に刺撃するなど、如何にも容易ならざる時局となりぬるを深く焦慮し、日夜治安の策を講じ居たるに、翌年藩主(忠恭公)京都所司代となり、君また平士の格にて京都藩邸詰に命せられければ、是ど天下の大勢を察し報國の道を探するに加強の機會なりと、雀躍途に上り、やがて京都に着きけるが、固より土の事なれば、差したる勤務のあらざるを幸ひに、日夜諸藩の名士と往來し、或時は共に鴨水の月に吟じ、或時は共に嵐峽の花に酌み、優遊娛樂の間に慷慨時事を談じ、竊かに人心の趨向を察して畫策する所多く、斯くせば神州に益あらん、斯くせば皇國の害となるべしと、心附き事あれば思ひ憚る所なく之を君侯に建言したり、去れば君侯も益々其器局の尋常ならざるを嘉せられ、時としては事の利害を下問せらるゝとさへありけり、明くれば文久三年九月忠恭公幕府の閣老となりしが、君は三問市之進へ(憲兵大佐三問正弘)花輪鑿之進の二氏と謀議し、今や天下形勢日に切迫し、幕府政務ますます君の困難なるの際なれば主君忠恭公の如き果して閣老の要職に耐へらるべきや、覺束なし、御蹠蹠等の事之れありては御家名

にも關はる次第、速かに御辭退あらる、様御諫め申すに如かずと、三人打揃ふて拜謁を乞ひ、國歩艱難の狀を説きて速かに御辭退あらんことを諫め參せらせしに忠恭公には以ての外に御立腹わらせられ、予の不肖なる固より閣老の要職には耐へざるべし、然れども閣老は之れ天下の榮職なり、これに耐ゆると否とに拘はらず、兎に角之れに任せられたるは、予の榮譽と申すべき事なれば、假令辭職を勸告する所存にもせよ一應は先づ榮進を祝賀すべき事、人間普通の禮儀なるに突然來りて辭職を勸むるとは、近頃心得難き無禮の振舞、以來屹と謹みわれよと、痛く譴責せられ、且つ閣老板倉周防守(松叟)に右の趣を物語れしに、周防守殿には之をさかれ、成程三人の申條不敬に似たれども、眞率直實主君の尊嚴を冒かして斯かる誹言を納るゝは志の程如何にも殊勝なり、吾自ら面會して其所存を承はり、且つ説諭をも加ふべしと、一日三氏を招きて懇ろに説諭ありけるが、三氏は固より思ひ定めたる事なれば確くその説を張り、遂には主君が其諫を容れずして就職せられたるを不満に思ひ、三氏共に職を辭して高蹈長岡に歸へり、君は歸郷後園基に日を消し盃酌に醉を散じ、或は詩を賦し壺を揮ひ、或は劍を弄し射を試み、且に犬を伴ふて鳥獸を山野に獵りするかと思へば、夕に友を集めて茗を清窓に煎又或時は手づから澹紙を制して笠

を作り夫れに添して自ら被り歩くなど、只管遊戯に餘念なきもの、如くに見ねたりける、實に白龍も魚服すれば漁夫に恥かしめらるゝことありとや、同藩士中君を以て最早當世に望みなきものとなし、ア、河井も亦老ひたる哉と冷評する者さへありけり、然れども君は決して志を當世に絶らたるにあらず、唯だ蛟龍雲を得んとして未だ之を得ず、姑らく氣勢を斂めて地中に蟄居するのみ、固より大望を前途に有する身にしあれば、陽はに遊戯三昧に耽るが如き所あるも、其實大に然らず、日頃漢學は古より尊ぶがゆゑに固陋に陥り易し、洋書は新を主とするがため智識を啓發するに便なりとの意見を懐き、居たることなれば、此閑日月を幸ひに洋書を講習せんと思ひしかば、其頃就きて學ぶべき人なきを以て遂に志を果さず、唯だ譯書に三兵タクチャーキ等に自修して西洋用兵の法を研究せり、又君は元來詩文を末技なりとして之を作ることを好まざりしが、偶々時事を感ずることあれば一發して文章となり、詩歌となることあり、去れば多く口吟に留まり敢て記し置きたるもの少なければ存する者寔に尠し、今其一詩を得たれば左に掲ぐ、

偶感

嘉永癸丑華旗事。

誓期報國徒誤身。

爾來安數己十年。見難忘命復傷親。
 當時無事似養害。後禍如座未燃薪。
 憂無外患范文子。內外却迫猶因循。
 文武立國英主業。萬人一心摧堅陣。
 方今天下極衰弱。劔千兵掃旌蓐。
 無政事財用不足。聚斂強兵恥四隣。
 慷慨狂言雖無益。廓廟失理可悲辛。
 誰人能挽回天力。與策治道安四民。

文久三歲次癸亥夏六月五日

蒼龍窟

牧野家の藩政、刑事は專任の奉行を置きてこれに裁決せしめ、民事は、概ね代官郡奉行等に委ねしかば、重大至難の事件起る時は外様吟味と稱し特に平士の中より二名を撰抜してこれを審判裁決せしめ、密かにその伎倆を試みるを例とせり、君亦た會て其撰に當り紛糾錯雜の訴訟事件を委ねられけるが、元來君は骨格逞ましく音聲は清朗明快極めて力あり、殊に眼光炯々人を射り一たび怒るときは如何に勇猛の人と雖とも仰ぎ見ること吐は叶、且

明察果斷にして明法官の資自ら備はり、聽訴斷獄極めて巧みなり、その尙ほ書生たりし頃より自ら奮て口論争鬪の間に立ち、調停和解を試みたること幾回なるを知らず、今其一例を擧げんに江都在學中、一日神田邊の混堂に趣き一浴をなし居たる折柄二人の壯漢入り來り、言遣ひ卷舌にして、身体一面に刺繡あるは問はずして勇俠の職人とは知られたり、彼等の習ひとて湯が熱いイヤ江戸ツ子か此位の湯に這入れずば堂する者かど、噴々たる事より口論を生じ、果ては腕力沙汰となり、此方で小桶を投げ附ければ、彼方で板を振り舞す、二個の壯漢亦條々の大立廻り修羅の陣に悪鬼等が荒らび猛けるも斯くやあらんと想はれて、最と凄しき有様なりけり、左れば誰れ制せんといふものなく、喧嘩の側杖打たれぬ内にと、衣物を抱へて逃げ出すなり中々の混雜ありしが、君は混堂の主人を始め浴客の迷惑一と方ならざるを察し遣り、頓て徐々ど龍闘虎争の間に進み入り仲裁せんと試みしに、二人の職人聽かばこそ、何奴なれば二人が喧嘩の邪魔するぞと却つて仲裁人に打つて掛らんと勢ひなれば、君は眼を怒らし拳を固め聞き捨てならぬ無禮の一言いよく仲裁聞かぬとならば、二個を相手に喧嘩せん、熱拳喰つて後悔すなど語烈しく罵りければ、二個も其勢にや恐れたりけん、唯た一言の下に平伏して只背粗忽の罪を謝し是れが縁にて、その後は二

個ども常に君か寓居に出入はせしどかや、今君難訴の裁決をなすに當り、日頃の伎倆自ら其上に頭はれ、如何に紛糾錯雜の訴訟と雖ども理非曲直瞬時に決して積年の葛藤一言の下に解けたりければ、舊例外に屢々君を擧げて難訴の裁決を委ねたり、實に訴訟を斷するどさ玉術の明かなるが如く、是非を判つ處鏡の照れるに似るとは君が裁決をや云ふならんども闔藩の人賞し合へりどぞ。

曠茫たる原原に數旆の席旗を押し樹て雷同鳥合する者幾千人、各箕笠に身を固め鎗を燃るものあれば、鐵錘を振り廻すものあり、晝は大釜を仕掛けて炊き出しに兵糧を運び、夜は四方に篝火を焚きて勢はひを張り、鼓紛擾噪一と方ならぬは之れ百姓一揆の常態をかし、茲に越後國刈羽郡高尾村、山中村など云へるは、素と幕府の直領なりしが、其後替地となり、牧野家の領分に組入れられし處、里庄徳兵衛なるもの村民に對する取扱ひ頗ぶる苛酷を極めしより、自然と其間不和を生じ遂には事々物々に紛議を起し、加ふるに徳兵衛と繼母との間にも彼是風波を生せしを以て、里庄の威嚴は次第に衰へ只管權力をのみ頼みに無理を行はんと欲する故、益々不和となり、村民の徳兵衛を見ること恰も讎敵の如くに至れり、遂に慶應元年訴訟起り（繼母不和の日安も有）七月三日長岡に訴訟を開くに至れり

此の裁判の任に當りしは君にして、君は其事實を訊問したる上繼母たるもの、徳義を論じて同人より証書を受取り、里庄の責任より母に對する孝養を説いて、同人よりも証書を受取り、村民と里庄の關係より領分控を懇諭して村總代よりも、亦証書を受取り即ち一日の中に此難件は落着し、勝敗はもとより一人の法に觸るゝものなくして歸村を命せられたるは、人々の皆敬服措かざりしなり、又其証書の案文の如きは出鷹前君自ら之を認め置さしといふ、當時訴訟等の落着したるときは里庄總代等其掛り役人へ廻禮し多少の金圓を包む習慣なりしに、君は如斯く習慣甚だ宜しからずと、知人に平素物語り居りし處、此度山中村の訴訟落着し例に依り包金したるを以て掛りの人々は河井の心を測り其受納の可否を問合せしに、君は莞爾として答て曰く山中村の禮金は他日必要ありと認めしを以て、余は受納せり、諸君も受納して然るべしと、意味ありげに挨拶なしかれば、人々奇異の思ひをなしながら何れも其命に従ひたり、爰に山中村の一條は一旦落着せりと雖ども村民と里庄との間は益不和を生じ毎年宗判と稱し、村民連印して藩廳に納むる制規の處、山中村の人は里庄に不満を抱き居るを以て一同團結して宗判せざることに決し、之れに背くものは嚴罰を加ふべしと堅く約束せり、然るに村民中三名此約束に背き宗判せしものありしかば

忽ち一村の騒ぎとなり、村民一同其家に詰め掛け乱暴狼藉至らざる所なかりしかば、三名のもの己むを得ず、山に遁け入り経死せり、偶々大五郎なるもの之を見どめ種々介抱し二名は蘇生せしかば即ち其事情を詳しく其筋へ訴へ出たり、氏は豫じめ此の事あるを前知せしを以て格別驚きたる体もなく足輕組頭田邊武八、中村彌五右衛門等と呼び寄て曰く、山中村の人民兎角藩命を奉せず、其暴行日に募るを以て今般巨魁藤八、仁七、九兵衛、常右衛門の四名召取方を命じたり、然れども此四名を召取らば村民必ず沸騰し取戻さんどすべし、依て其許等足輕十五人召連れ鎮撫のため出張すべし、若し狼藉甚しきに至らば討果も敢て差支なし、只要する所は城下迄引入れざるが肝要なり、余は時に依り出張する事あるべしと申渡せり、さても十一月四日召捕方は深夜山中村に入り件の四名を召取り二三十町離るゝや、氏の推察の如く村民はそれと曉り俄かに鐘を撞き貝を吹き雷同烏合山の如く集まり鼓噪して四名を奪ひ返さんと逐來れり、足輕組は之を中途に支へ必死となつて抑制せんと欲するも逆上したる村民のいかで耳目に入るべきや、惡口難言至らざるなく、皆山を越ぬ川を渡り散乱して進み如何ともする能はず、是に於て鎮撫方も術計盡果、若し此まゝになしをくときは、問道より城下に込み入るは必定なり、然るときは河井氏の命令にも

背き由々敷大事故寧ろ村民の求めに應じ、四名を彼れ等に引渡し一先づ歸村を命じ、然る上君の出張を煩はすべしと、協議を盡し即ち其旨を村民に告げ、幸くも其場を鎮制したるは四日の夕刻なり、斯くて村民は河井とは音に開きたれど如何なる人物にやあらん、若し無法を言は、苛き目に逢し呉れん杯、大聲を放つて村内を横行し、又君が里庄徳兵衛方へ宿らば依怙の沙汰あるべしと、村端の民家を宿所と定め夫々準備に怠りなし、扱又君は此の急報に接し、直に支度を整へ既に出立せんと欲する折柄知友集り來り、承れば百姓一揆の鎮撫方を命せられたるよし、この度は彼等も殊の外暴れ立ち居るとのことなれば万づ心を用ひられよ、平日とは事變れば供廻りも數多召連れらるゝとならん、夫等の用意は整ひしか杯、最と親切に心附くるもの尠からざりしが、君は之等の人々に對し去れば候役所にても同様の忠告をされし人々多かりしかど、今度の一揆は畢竟藩廳の官吏が威權を振りて人民を苦しむることより起りしものにして、その事の當否は姑く措き、兎に角騒ぎ居る所に吾今數多の供人を連れ行き荷初めにも多人數の威權を頼みて壓へ附けんとするの色見へければ、彼方はいよく怒りを増し、その勢ひますます加はらん、これ火を消さんとし、て薪を投じたる者、去れば自分は鎗持一人を召連れ、柔能く剛を制するの策に出でん、覺

悟なりといひ放ちて、いでゆきければ、後に残りし人々は最と危き事に思ひ、萬一の事あらば、如何にせんと安き心もなかりけり、君は一人の鎗持と共に道を急ぎ程なく山中村に着し、村惣代に里庄の宅へ案内すべしと命じければ、村民は強ひて民家某方に宿されんことを乞ひて已まず、君大笑して曰く汝等の心よりせば、或は然らん、然れども此河井は左様の人物にあらざれば、安心すべし、嗚呼愚民の心底も亦憐むべきなりとて、遂に徳兵衛の宅に入り翌朝村民一同を里庄の宅に召喚せり、さて翌朝に至り君は足輕並に召捕役に嚴莊の上左右に列座せしめ、自分は遙か上段の間にありしが、村民の既に集まりしを見るや紙障を排して突然其面前に顯はれ、四方を睥睨しながら、藤八其方は不屈の者なり、仁七九兵衛今少し前に進むべし、常右衛門其方の顔色は其殘忍に見ゆるぞと、未だ一面織だもなき四名を何時しか探知し、突然叱咤に及びければ、さしもの四名も其不意に膽を挫かれ、戰慄措く所を知らず、是に於て君は村民一同に説き諭す様、其方等御上の尊慮をも辨へす瑣々たることを大業に云ひ立、不穩の振舞に及びたる段如何にも心得がたし、若し眞實難謎の事ならば夫れく道を踐みて藩廳に申出づべきに、鈍くも竹鎗席旗の暴力を假りて、要請強願するあらんとするは何事ぞ、假令其方等の申分に道理あるとするも、一朝斯

かる不穩の舉動に出づるときは、夫れが爲め折角の道理も消へ去りて暴民と呼ばれ、一揆と罵られ、遂に一命をも失ふに至るべし、況してや初めより聊か道理たもなき時に於てをや、見受れば群集中には一家の主人とは思ふもの多きが如し今此方の者共一朝の心得違より命を召上げられ、若しくは入牢を申付けらるるときは、跡に残りし妻や子は誰れを頼りにこの世を渡らん、忽ち一家分散して罪なき妻子まで難儀を極め、果ては路側に飢死にするに至ること必然なり、寔に嘆はしき次第ならずや、この道理を熟考し必らずく無謀の事して後悔すなど、懇に説き諭し、最後に至り大喝一聲云へる様、吾れ斯くまで理を盡して説き諭すに尙は承服せぬならば良し、是より歸りて鎌なり鍬なり研ぎ澄まし明朝再び來り吾れを斃して其の後に城下へ追らは追るべし、吾れも此に十文字の鎗を携へ居ればこれを其方等の胸に振舞ふべしと、語は烈しく叱りければ、村民一同も其理に服し、深く其罪を謝しける、君は火に喜び更らに里庄徳兵衛を面前に呼び出し、村民の舉動甚だ不都合なりと雖も、之れ畢竟其方の不行届に依るものなり、依て本日より里庄を免し隠居を申付るなり、尤も里庄の義は其方倅に命すべき間、左様心得べし、村民共此旨諒承すべし、

就ては一件落着の祝ひとして村民共へ酒肴にても差遣し度思ふ所、幸ひ此の夏其方共より訴訟落着の禮金を受け置きしを以て、今水引のまゝ其方共へ差遣す間、之れにて酒肴を關のへ和合親睦の酒を酌むべし、又自分は其方共が後々の戒めとなさんため少しく認めたるものあり、今讀みさかす間必ず忘るべからずとて、三度朗讀せし其文は、

欲の一字より迷はさましく心をくらます種となり、終りは身を失ひ家をも失ふに至るべし、こゝろを直にさどるなら、現在未來の仕合あり、子々孫々に至るまではめそやさるるは仇なり、にくみこなさるゝは師匠なり、只々一心直に眞實つくすが身の守り、此言ゆめく忘るべからず、

慶應元霜月望

秋 義

河井とて鬼神にあらず、如何なる奴ならんと、悪口雜語を吐き散らし居たる人民も、是に至て迷夢始めて晴れ、君を敬慕すると父母の如く、一人として苦情を鳴するものなきに至れり、氏又宿れる家の壁間に左の一首を題して歸へれり、
春雨の分けて夫とは降らねども

受る草木の花は色々

親戚知友の人々は、只管安否を氣遣ひ居たるに、氏は悠々と歸り來り事の顛末を物語りければ、孰れも氏が機に臨み、施設の宜きを嘆賞したりける、

氏一時は閑散自適毫も世務に勉めざるより、藩中の人々共未だ雲雨を得ざる蛟龍たるを知らず、氏も亦た老たる哉と妄りに冷評しけるに、氏一たび民事の裁決を委ねられしより、日頃の伎倆再び世務の上に顯はれ、殊に刈羽郡の事の如き數千の暴民を言下に説き伏せ、將さに蜂起せんとする一揆を三寸の舌頭に鎮壓したるより、其名聲日に高く、二人相集まれば談必す氏の事に及び、河井氏は天晴有爲の士也、斯かる人物を平士の列に捨て置くは珠玉を瓦礫の間に没し、龍馬を槽檻の下に老いしむる者、寔に惜むべきことならずやと、評判最も高かりければ、藩廳にても氏の大に用ゆべきに心附き、慶應元年十月十三日を以て氏を郡奉行に薦めける、是れ氏が驥足を藩治に暢ばし、明光を民政に輝かす其の發端とは知られたり、情々從來の藩政を察するに、弊害の矯正すへき者枚擧に遑あらず、去れど百害の源泉ども云ふへきは苞苴賄賂の公行する一條なり、苞苴賄賂の國を審し民を毒すると、古今歴々其の例證あるとなれば、先づ一着に此弊源を杜絶すると肝要なり、中にも人民に直接して最も此の弊あるは代官なれば、手始めに矯正せん、去れど因襲のひたしき一

號令の下にこれを禁遏せんとする、中々容易には行はれまじ、良しく我れに一計ありと、一日代官一同を奉行所に召び集めて説き立つる様、偕て各々方役目とは云ひながら、日夜人民の爲めに心を勞し、力を盡くさるゝ段予の深く謝する所なり、凡て勞あれば茲に其報いあるは是れ天下の通義なれば、各々方にも其の勞相當の報いなるべからず、然るに近頃承れば、各々方は荐りに人民より苞賄賂を取らるゝよし、是決して貪婪飽くなきの私慾を満たさんとの事にはあらざるべし、畢竟御上よりの御手當薄きが故心ならずも、之を取り聊か報いの不足を補はるゝとならんと察せらるゝ、寔に氣の毒の次第なり、吾れ不肖なりと雖も今度乏を郡奉行に承け申さば、各々方の支配頭となりし上からは、御上に聞か上げて各々方の心配なき様計はん覺悟なり、一昧各々方は何程位の収入あらば、御役が勤まるべきや、遠慮は入らぬ有体に見込の程を申されよと、擲手よりチリ〜と攻め立てし、かは、流石の代官もこの意外に驚きて一言もなく平伏し、云々の恩賜あらは充分なりと、各々見込を立て、申出て其後は君の明察に恐れて、誰れ一人り苞賄賂を貪る者なきに至れり、又た其頃檢見と云ふ役あり、奉行目附勘定役郡奉行各々一人を以て組織し、田圃の熟否を檢査して、納租の額を定むる役なり、人民若し其勤心を失ふときは苛き租税を課せ

らるゝより檢見の御出張と聞くときは、常に盛衰を張りて苞賄を納れ、只管媚び諛ふの弊風を生じければ、君深く之を嘆き、常路に建言して其の弊害を補論せしに、是れ亦遂に廢止となりぬ、又た從來領民の濟貧に供する米穀は公租の外別に徴收して之を貧民に給する法なりしが、おひ〜年を経るに從ひ種々の弊害を生じ、君は郡奉行となりし頃には其弊極點に達したるを歎き、之を廢して更に各郡相對の救助法を設けたり、斯く着々と休養の道を立てたりければ、人民も藩政改良の盛事に感じ、官の督進を待たずして貢租を納め、却て其の他村に後るゝを恥とするに至りしかば、其の後歳入大に増加して、遂に十三万俵の納租あるに至れり、斯かる多額の歳入ありしは寶曆年度以來初めての事にして、是亦藩中の大評判となりぬ、君は一たび藩政の改革に着手してより銳意専心この事に勉め、果斷勇決衆人の耳目を驚動せしと多かりしかば、門地に泥む舊弊者流は心竊かに之を憎み、彼れ何者なれば新進の身をも顧みず妄りに舊慣古格を廢棄するぞと、叱く者妙なからざりしが、氏は窓外蚊虻の聲固より意とするに足らず、去れと單身孤立は事を成すに便り悪しく、且つ已れの一意にては千慮に一失なきを保たざれば、如かじ同士の人を糾合して謀議計畫せんにはと、其頃

の三進と稱せられたる三間市之進、花輪馨之進、渡邊進の三氏を始め、同士の人を誦らひて一黨を設けたり、最初は其數三十五名に過ぎざりしが、次第に増加して後には百余名の多きに及び、君が改革の後援を爲したること尠からず、斯かる事情にて氏の意見はおひくに勢力を得、政治の改良漸くその緒に就きたれば、藩廳にてもますます氏を重用し、慶應二年十一月二十八日郡奉行兼番頭格町奉行に進めしに、氏はいよく精勵して種々の改革を實行せしが、中に就き最も目覺かりしは、罪人取扱法の改良なり、抑も罪人の取扱方は、其國文野の程度を寫し出す明鏡とも云ふべき者にして文明國の政治家専ら意を此の點に注げども、我國封建時代に在りては未だ開けず、人智尙は幼稚なりしかば半獄の制度固より備はらず、罪人の取扱極めて苛酷にして、左までの重罪にもあらざるものを妄りに死刑に處し、又た聊かの罪を犯すも直に捕へて獄に投じ、或は他國に追放して流離の極、凍餒に窮死せしめ、中にも半獄に投せられたる者は遂に垢面肉落ち骨出で、遂には身心弱りて鐵然茨薙の間に致命し、偶ま生存する者は惡瘡全身に發して苦しみ、怪むと一と方ならず、その跡たらく逆も此の世の人とは思はれぬほどの慘狀を極めたるは、人々今まに追想して然たるどころなり、君は夙にこの事の慘酷に心附き、如何に罪すればとて之を領分外

に放逐するは、領主の臣民を待つべき道にわらず、去りて徒らに半獄に繋ぐも無益の至りなりと、種々に心を盡くし、笈を負ふて江都にあるの時既に一の改革法を案出したるも、身其職に在らざるを以て之を實施すると叶はざりしに、這度郡奉行となれば、日頃の望を果すはこの時に在り、去りながら迂濶に着手しては他の支障にもや逢はんと、時機を窺ひ遂に自案の新法は現時の懲役法と同軌にして、即ち是を寄場と號け懲役法を設け領分拂、組拂村拂等の刑に當る者は、盡く捕へて之れに入れ、頭髪を斷ち柿色の服を着せ、夫れく職業を定めて苦役に就け、時に勸懲の道詰をなして、感化を謀り改悛の實跡顯はれたる者は、其の罪を免して本籍に還へす法なり、尤も逃走する者は死刑に處する定めなりしが、當時其餘りに苛酷なりとて物議紛々たりしも、君は固く執つて動かす、後ち一人の逃走者ありけるに直ちに偵吏を放ちてこれを捕へ寄場に引き來りて、囚徒一同の目前に首を刎たりければ、囚徒等然として伏して、その後は絶えて逃走を企つる者なく、又た領分内の風俗も次第に善に遷り、遊民惡徒大に減じたり、封建の當時に在りて早く既に半獄の改革を斷行す、亦以て君が卓見の一斑を窺ふに足らん歟、

君は恰も旭日の天に冲するが如き勢にて、次第くに榮進し、慶應三年三月十日には町奉

行兼評定役、寄合會組合に昇り、同年四月晦日には奉行役加判の列席を命せられしが、一役を進み一級を昇るに従ひ、ますます力を藩治の改革に盡くし同年五月献上物及び苞苴私調を嚴禁するの令を發し、同年七月には禁にして商を兼ねること、賭博類似の事、及び空米賣買の事を嚴禁するの令を發したり、又た其領内の妓樓を全廢せしが、此事に就ては聊か記すへきとあり、其を如何にと云に長岡の城ト東西には石内横町なんぞ云へる花街あり、船家妓樓軒を列ね、夜に入れば銀燭紅燈内外に輝き金鼓絃歌四方に起り、遊客粹士の花に眠り柳に戯る、者數ふるに退けられず、最も繁昌を極めたり、君先きに江戸に在りて主君に對し聞老の職を辭されん事を諫争せしも、その言の聽かれざりしを慨し三間花輪等の同士と共に高踏勇退相携へて長岡に歸臥するや、不平憂鬱の余り頻りに花街に往來し、流石の伶傑も酒色の爲め身を誤るかと思ふ計りなれば、中にも種々の惡評あり、遂に家に召使ふ奴婢までか彼此れ取沙汰するに至りしが、或日のととて内室は文机に倚たれ、余念なく讀書ありけるに一箇の下女入り來り斯く申すも恐れ多きとながら旦那様には如何に御心の狂はせられしや、近頃日々の御遊蕩昨日も御供の衆にお聞き申せば、石内の何樓にて町内の藝妓を總掛、最と御陽氣の御遊びなりしと申すと、今日も今まで御歸り遊ばさぬはキツ

「横町か石内へお越しなされたに違ひません、夫れもお年若でまだ御獨りの御身とでも申さば、時々御遊興も御無理とは存じませぬ、現在御様と申す歴としたる奥様が在らせらるゝのにお家を外の御遊蕩何も辨へのなき私共さへ餘りといへばお情なき旦那様の爲され方、御可哀相な御様とぞ、常始終御時中して居りますなど真心よりか、諷か頻りに説き立つるを内室にはまた例の賤女が馬耳東風に聞き流されしも、余りに諍々敷饒舌り立つるにぞ、云ひ懲らさんと思はれしが否なく無益の口を叩かひよりほど、頓て側にありつる硯引寄せ料紙に何やらサラ／＼と書を認めて渡さるゝを見れば、

此處じや浪人彼處じや軍さ

主の浮氣も無理じやない

と云へる一首の俗語なり、下女は其意味の會得したるや、夫れより後は御主人の噂話を止めたり、内室は柳野氏にして貞操淑婉よく一家の内事を修め、君をして内願の愛ひなく、専心公務に執掌するを得せしめたるは、多く得かたき婦人なり、但し君との間に一子だも擧げざりしは遺憾なりしと、今に人々噂し合へり、君は遊興の間花街遊廓の内情を觀察し、密かに客の種類を穿鑿しけるに客に上中下の三等ありて、上等は三十以上の妻あり妾

ある者、中等は二十以上にして妻ある者、下等は二十以下の獨身者にして下等の客最も
 妙なきの一事を發見したり、元來遊廓なる者は年少獨身の人必要にして妻あり妾ある人
 には取て必要な者なり、然るに今年少獨身の人にして來りて遊ぶ者甚だ鮮しとすれ
 ば、最早遊廓を置くの必要なし、而して其弊害はと云へば産を倒し家を破り或は最愛の子
 を捨つるなど、その弊數ふるに違あらず、果して一の必要なくして百の弊害ある者とすれ
 ば、固より全廢すると當然なるべしとの考を起したれども、當時非役の身なれば己れの意
 見を實行すると、叶はざりしが、今は自ら其職に當りしゆへ直ちに日頃の意見を斷行せん
 とは思へども、遂に之を廢する時は營業に離れて迷惑する者多からんとて、まづ遊廓に往
 來する者は嚴罰に處せらるゝとになるべしとの風説を流布せしめ、漸く客足の減じたるを
 計りて樓主一同を集め、偕て娼家妓樓は人に耻づべき業跡なれば、今度之を全廢するとに
 決したり、就ては何月何日までの猶豫を與ふべければ夫れ迄の内に何なりと相當の正業に
 轉すへし、若し資本なくして轉業に差支ふる者へは、事情を酌みて資本を貸與すべしと達
 しけるに、元と客足の減じて困り居たる折柄なれば、孰れも速に承服し、遂に之を全廢し
 たり、此時何者の惡感にや一首の俗謡を作りし者あり、曰く、

河井くど今朝まで思ひ

今は愛想も繼之助

又た其頃妾を蓄ふると大ひに流行せしが、是れ亦風俗を紊り一家に不和を醸すと多ければ
 とて、まづ妾を置く者は寄場に送らるゝとになるよしとの風説を立てさせけるに、孰れも
 薄氣味悪くやなりたりけん、娼妾の弊禁せずして止みたり、君の改革中には實際法令を發
 せず、風評の力を利用して穩に其意を示し、遂に禁遏の實功を收めたる者多かけり、慶應
 三年十月二十日君執政職を命せられしが、改革の鋒先まずく鋭く、就職後未だ幾許なら
 ざるに、早く既に糠、蕪代品納を廢して金納とするの法令を發したり、抑もこの蕪糠代品
 納とは如何なる者ぞと釋ぬるに、その昔未だ疊表の出來ざりし折には、床の上に糠を敷
 きその上に藁を掩ひ寢食起臥、此に於てするが常にて、武士は之に供せんが爲め農民に命じ
 て取立しが糠、藁ともに最早や不用に歸したるに予、更に農民に談じその代りに穀類を納め
 しむる事とはなりぬ、初めの程は別に弊害もあらざりしかど、年を経るに従ひて種々の弊害
 を醸し、中にも貧乏武士等は農民を責め借りて不當の多額を貪り取るもありて、農民の難
 澁一ど方ならず、君が執政となりし頃には最も甚だしかりければ、偕てこそ其の法を廢し

斷然金納と改め、且つその額をも一定したるなり、これ亦た農民休養の一助となり、孰れも感喜その恩を謝したりける、また君が改良中最も英斷にして最も愉快なりしは食祿改正の一條なり、その頃の制度にては何れの藩も同様にて武士の食祿に著しく厚薄の差あり、その厚き者は一人にして數千石を食り居るに大厩あり、出づるに車馬あり、愛妾前に侍し嬖人後を擁すとやらいふへき、常に贅澤三昧に暮らし、その薄き者は一口尚ほ且糊するに難く、妻は寒に苦み兒は飢に泣けり、均しく是れ一ケの士分にして一は逸樂彼れが如く、一は困苦斯くの如し、是不公平の甚しき者なり、夫れも大祿を食むもの實際物の用に立つとあらば俸祿の厚きも亦た怨すべき所なきにあらねど、多くは是れ祖先の餘澤に沐浴する者にして、己れ自身は深窓婦女の手に成長し、固より一藝一能だになき身にして所謂大家の若殿菽麥さへも辨へぬ愚物の揃ひなり、これに反し薄俸少給の貧士に至りては自ら身を苦しむる甲斐ありて、有爲活潑の氣象に富むもの多ければ、君はますます從來の制度を非なりとし、如何にもして均一平等にせんものぞ思ひしかども、是れまで己れ當局者にあらざるが故にこれを斷行するを得ざりしが、今度執政の要職に陞りしを幸ひその翌月直にこれが改正に着手したり、尤も一飛にして均一平等にするは事情の允さるるものあれ

ば、先づ百石を以て中心となし多きは削り少きを増し、彼此加除して大に厚薄の差等を減じ、また同時に降廳の吏員を削減し、豫ての持論に基づきて人才を採り一大改革を行ひしは、寔に千古の英斷にして目覺しかりけるともなり、次に君が着手せしは兵馬整備の一事なり、蓋し長岡藩のみは氏の勵精に依り、百事改良の緒につき、恰も新乾坤を開きたるかと思ふ計りの顯象を呈し、庶民鼓腹して樂みしかど廣く天下の形勢を察するに禍機漸く熟して妖、神州の天を蔽はんする空合となりけるを、氏早くも洞察し豫め兵馬を練りて有事の日に備へんと、長岡城外中島村に兵學校を設け自ら攻守進退の法を講じ、且つ數万坪の練兵場を新設し、また大射的場を新築し演習射的日夜怠たる所なく、殊に練兵法を都て英式(初めに蘭式)にして兵器の如きは海外より精銳の者を講入し、万事氏の指圖に出づるとなれば軍規肅然忽ちの間に孰れもその術に長じ、天晴天下の干城といふも恥かしからぬまでに上達し、末頼は敷ぞ見へたりける、
 尊王攘夷の説ますます熾んにして、徳川幕府の勢ひいよいよ衰へ、今は早や天下の諸侯統御して覇主たるの實を全うすると能はざるやに見たりければ、太政返還の議漸く朝野の間に顯はれ、土州侯の如きは慶應三年九月にありて、早くも一書を將軍に奉り、その政權

を朝廷へ奉還すべきを説けり、其畧に曰く、

中古以還武門政權を握り、洋艦來航せしより東攻西擊内訌治まらず、終に外國の輕侮を招く者は我政令の二途に出て、天下人心の向ふ所を一定せざればなり、當今の勢、豈に復た舊規を墨守すべけんや、宜しく政權を王室に還へし、以て万國並立の基礎を立つべし、是れ實に當今の急務にて、容堂の至願なり請ふ少しく之れを容れよ、

是れよりして天下此の説を唱ふる者日に加はり、越州侯も亦た將軍に建白して脱くに大義を以てし、政權を解かんとを勧めたりければ、時の將軍慶喜公に於ても深思遠慮遂に決する所あり、此年十月十三日大に列藩の將士を京都二條城に會し、政權奉還の奏案を示して衆の意見を諮詢せられけるに、譜代の將士等意狐疑して決せざる者の如くに見えたりけり、この時薩藩小松帶刀、土藩後藤象二郎、岡山藩牧野權六、宇和島藩都築莊藏等、同聲之を懇通せしが、衆員退場の後將軍特に帶刀等を留めて、座を賜ひ謀議遂に奉還に決しければ、即日疏を具して之を奏聞せり、その略に曰く、

臣慶喜謹みて接するに、昔王綱紐を解くや、政權武門に移る、而して平亂相仍り生民塗炭に苦しむ、臣が祖家康に至るに及びて、緩かに能く禍難を戡定し、以て勅王の賊を致

すを得る皇家其の微勞を思ひ猶寄するに關外の任を以てし、子孫相承ぎ奕葉職を奉ず、蓋し世を繼ぐ十有五年を歴る、二百余唯九海岳の天寵を蒙り、未だ消埃の私報を効さず、傳へて臣に至る、國家多難政刑當を失ひ、終に今日の危急に至る、是れ皆臣が薄徳の致す所にして、その罪至つて深し、而して方今外船輻湊し時勢大ひに變すれば、軍國の務、内外蟄集し復た區々舊制の能く濟ふ所にあらず、臣然して後益々知る、政令一途に出でざるべからず、朝權上古に復せざるを、臣故に願はくば柱石の任を辭し、兵馬の柄を解き、謹んでこれを聖朝に奉歸し、天下の事一に宸斷を仰ぎ、以て列國と同心戮力皇國を無窮に保護し、天威を海外に照耀せんとを、是れ乃ち臣慶喜の以て尺寸の報を圖る所なり、謹みて奏す、

尋で同月十五日將軍入朝しけるに、公卿諸有司亦皆な會同して將軍の奏事を廷議わりけるが、朝廷遂に將軍の辭職を聞召されぬ、偕てもこの事江戸表に聞えければ、在府の諸侯孰れも意外なるに打ち驚き、兎やせん角やと評議區々なりける中にも、長岡侯にはその驚き一と方ならず、是れ實に徳川家の一大事譜代の吾等に於て傍觀默止すべき次第にあらず、疾く用意を整へて京都にのぼり、一面には將軍復職の儀を朝廷に哀願し、一面には親しく

慶喜公に謁して諫争する所あらんと、その年十一月二十五日君は勿論柳野嘉兵衛三間市之
 進を始め役人共廻り、上下都合六十四名を召連れて江戸屋敷を出發ありしが、固より急
 ぐ旅行にあればとて主従どもに品川沖より汽船に搭したり、汽笛一聲耳を掠むと思へば、
 煙筒煙を吐きて黒龍空中に躍り、船波を截つて白玉四方に飛ぶ、固より文明の利器なれ
 ば名にし負ふ江灘も無事に航過し、同月二十九日攝州兵庫に着き、その夜は西の宮に一泊
 し、翌くるを避しと待ちたりける。(以下京都大坂滞在中の事本籍にあるを以て略す)
 君は機を察するに敏にして、人を視るに明なりとの譽ありけるが、君の豫言を後日の事跡
 に照らして考ふれば其の譽れの空しからざるを證するに足らん、君曾て友人と天下の人物
 を評するに當り、西郷は天下の豪傑なりと雖ども頗る物に厭くの風あり、惟ふに終を全ふ
 せざるとなる可き歟、深謀遠慮具に稀世の俊傑と稱す可きは獨り大久保あるのみと云ひし
 は、後日の事跡に照らして人を見るに明を證すべし、又た慶應三年十二月二十九日頃には
 嘖嘆すべし、今より三五日を出でざるに天下兵亂起らんと云ひしに、果して正月三日に伏
 見鳥羽の開戦とはなりぬ、是れ機を察するに敏なる一例とすべし、尤も君は初めより戦端
 を開くの得策にあらざるを主唱し幕府若し取はざるを得ざる場合に至らば、宜しく四方を

圍みて遠攻にすべし、京師は四方閉塞の地數月を出でずして兵食盡さん、是れ必勝の策なり
 と云ひしが後に聞けば此の方略は官軍の最も恐れたる所にして、伊地知山田等隊將の深
 く心を悩したる者なりといふ、儲ていよく大坂に駐まりがたくなりければ、牧野家主従
 には君の勧めに依りて正月七日大坂表を發足し、千辛万苦を嘗めて纔かに江戸へ着したる
 は其の月の二十三口なりけり、君は東歸の後尙ほ方策を建て幕府に上陳せしと一再ならざ
 りしかど、更らに省みられざるより今は是までなり、此の上は早く長岡に歸りて士民を安ず
 るの策を廻らすに如かずと、君侯にね諫め申しけるに、其儀然るべしとて君侯には奥方始
 め一同召連れて江戸を引拂ひ、三月一日封土長岡へ歸城せられぬ、尤も君は殘務取纏めの
 ため暫く江戸にのこり必要の記録、有用の兵器其他諸道具を取纏め三月下旬に歸郷せり、
 君侯には御歸城の翌々日即ち三月三日藩士總登城の折豫て江戸に在りて君が計畫したる藩
 政改革案及び前途の方向等を明示せられしに孰れも之に、服し誰一人として不同意を唱ふ
 る者なかりけり、此月領内門閥制限法と云ふを設け、又た四月に至り市中湯屋着屋筋屋蔭
 麥屋等に於て居酒賣の業を營むを禁じ、其他種々の改革を行へり、兎角する内朝廷徳川御
 征討の旨仰出され、四條、高倉の兩卿北陸道先鋒の命を帯びて越後高田まで下向あり、豫ね

て御出迎として出張せる長岡の重臣植田重兵衛附添木村竹吾の兩人へ御用に付其の藩より兵隊を差出すべしとの沙汰ありけるに、兩人は是ぞ全く幕府征討に用ひらるゝ兵なるべしと思へば、即刻御請け申難し孰れ長岡に歸り藩主は勿論藩士一同へも篤と熟議を遂げ、其の上にて何分の御答を申上ぐべしと申述べ、急ぎ長岡へ歸りぬ、(以下本篇にあり)

却説君會て王陽明全集を讀み其の宜しき所百折を経て回らず、苟も我良知に問ふて而して疑ふ所有り周孔の言と雖も敢て取らず云々の語を觀、大に之を喜び爾後自ら信ずると最も堅く、爲めに同僚知己と相容ざると屢々也、然れども個儒不羈の天資は益々光を放ち、敏斷果決は愈々衆の驚く所となれり、藤田東湖の江戸にあるや、天下の志士其の門に出入し名聲四方に鳴る、君當時西郷吉之助、大久保市藏、木戸準一郎等と交遊し、共に東湖を訪ふと數回なり、一日君東湖に處世成業の教を堅く乞ふ、東湖徐ろに處世の道を講じ、且事を成すは恰も果物を收拾するが如く、其熟する機を待たざるべからずと、君默然すると少時答へずして去る、藤田傍人に語て曰く河井は北越の人豪なり、今余の言に答へずして去るは敢て服せざる所あるを以てなり、彼れの性豪毅果斷必ず終を全せずと、嗚呼東湖の言果して的中す、奇なりと謂ふべし、蓋し君は當時の形勢凡て因循に流るゝを見、恍惚の憤

情抑ゆると能はず、東湖の言を以て迂なりと輕蔑せしものならん乎、世人君を目して佐幕主義を固執し、王師に抗する素志あるものなりと言ふものは、其實際を知らざるの説なり曾て川島億次郎氏君に向て曰く若し夫れ西軍と抗戦せんと欲せば、寧ろ先んじて敵を制するの策を執らざるべからず、海道には米山の嶮あり、山手には三國の要害あり、皆是れ一騎當千の紫門なり、徒らに西軍の封境に迫るを待つは得策にあらざと、君肯せずして曰く彼已に王師と稱す、豈不義不徳を働かんや、吾は將さに吾分を守る何の不可あらんと、是れ君が自説を信するの厚きに依るものにして、其是非得失は兎に角、心の潔白なるは炳然見るべきものあるなり、故に小千谷の談判破るゝや、君は大息長歎して川島に向て曰く惜むらくは君等の言に従はざりしを、一死以て天下に謝せんと謂ひし次第なり、當時君は各寺院の僧侶中豪膽有爲の輩を撰抜し、之れを四方に派遣して天下の形勢を探偵せしめたるを以て、其事情一として知らざるはなし、然るに獨り端然として封内を撫し、毫も畏懼する所なかりしは其心中深く信する所あるが故か毫も顧慮する所なく偏へに封土を撫し、天職を盡し政權爭奪の輩に關係せずと斷念せしを以て心中交戦杯の事は更らに思はざりしが、左りとして封土を治むるには之を守る用意なかるべからざるを以て、遂に英式に依て軍

隊を組織し會て佛人ヌネールより購求したる新器の大小銃を配付し、長岡總督となりしは四月廿五日の事にして、其前後の記事は本篇に記述したるを以て爰に略す、斯くて小千谷の談判破るゝや、君は西軍を以て矯勅の奸賊なりと確信し、爾來一孤城を以て廿四藩の大敵と戦ひ、遂に七月廿五日倒海の勇回天の知謀を以て長岡城を恢復し、西南男兒の心膽を寒からしめたるも、不幸流丸の爲めに左足に重傷を負ひ、長岡四郎丸村昌福寺（此日軍病院とす）に入り専ら其養を加へたり、君は其身病院にあるも心は戰場にあつて一刻も忘るゝと能はず、屢々人を使ひて機失ふべからず、速かに進軍せよ、と督促せしが何分本篇に記述したるが如き事情ありて、東軍進むと能はず、廿九日拂曉官軍破竹の勢を以て長岡城を再び陥るゝや、君駕籠に乗り諸兵を勵まして曰く、苟も事爰に至る、宜しく軍に死すべし、豈あるべけんやと大聲疾呼し自ら亦死を決せんとす、左右の人漸く之を諷め、朽尾に授け八十里越より會津に入る、君の朽尾郷に入るや三間市之進兵に喘して曰く、吾己に重傷を負ひ命旦夕にあり、越軍亂敗すれば會津の落城近きにあらん、兄等能く後事を處し、天下の人に笑はるゝと勿れと君の會頭只見村に入るや、創處益々重り焮衝日々強し、會候松平越前守之を聞き特に大醫松本良順を遣はしし診察せしむ、松本大醫は丁

重に診察し終り川島徳次郎に密に告て曰く、病毒己に骨に入り全治の見込なし、然れども若し、之を切斷せば或は命を保つとを得へしと、川島乃ち君に告ぐるに松本の言を以てし、其意見を問ふ、君笑て曰く生命だに保つとを得ば事を爲す易々のみ、手足の如きは余の問ふ所にあらずと、依て切斷するに決したるも松本大醫は其器械を携帶せざりしを以て若松城に於て施術するとなし八月十五日只見を發し翌十六日鹽澤村醫師山内元臺方に至りしが、病勢俄かに革し、享年四十二歳を以て黄泉の客となれり、君の凶報若松城に達するや、東軍舉て之を悲み、特に諸侯の禮を以て葬儀を營む、兵馬控總の眞最中にも拘はらず頗ぶる莊嚴を極めたりと云ふ、

編者曰く河井君の傳たる、戊辰前に於ける事蹟は一直線に筆し來るとを得と雖ども、戊辰開戦以後に至ては事全藩の事蹟に涉り、獨り君の事蹟として記すこと能はざるの情あり、故に開戦以後の事柄は本編に一括して記述し、以て君の傳に代へたり、左れば爰に君の傳と稱するもの、戊辰に至て中絶し、殆んど首尾貫通せざる不具の傳記たるが如き觀あるも、實に餘儀なき次第なり、讀者幸に之を諒せよ。

同君逸事

君郡奉行となるや、博奕を嚴禁し里庄の賭者を戒しむ、一日姿を變じ賭博者となつて領内を巡遊し、東中野俣に至る、全村有名の賭博又藏なるものあり、君其家を訪ひ、遂に勝負を促す、又藏容を改めて曰く吾れ聞く今度河井繼之助なるもの郡奉行となり、博奕を嚴禁し若し少しでも玩ものある時は容捨なく獄に投すと、而して河井は寔に恐るべき人なりと云ふ、吾れ己に六十に近し、若し獄に投せらるゝあらば最期の恥なり、故に吾過日其器具を悉く火に投せり、汝必ず惡しく思ふと勿れど、金一分を出して君に與へければ、君は心中大に又藏を嘉みし其夜は爰に一泊し夫れより二日町等の博奕者を尋ねて歸宅せしが、是より其實際を洞見し大に改むる所ありしと云ふ、

又一日身を日雇人に變し、楯下を渡る、偶々與板より數ヶの荷物を一人の僕に負せて來るものあり、君乍ち近きをみて曰く賤夫に其幾分を擔はせ下さらば幸甚なりとて堅く懇願して已まず、時に其僕頗る疲勞の体なるを以て主人は其半荷を君に負せり、君大に喜び尾して其家に至れば川西の某里正なり、其荷物は地藏堂より購ひ來れる妾の衣服なり、里正は河井なりとは夢にも知らざれば、愛妾の自漫嘶杯をなし、天保錢二枚を與ふ、氏特更らに拜謝して之を受け納め、翌朝右の里正を奉行役所に召喚し身分不相應の所業を詰問す、

里正百方辨解して其覺ゆる旨を陳述す、君即ち昨の天保二枚面前に投じて我顔色己に忘却せしやと云ひければ、里正大に赤面し、深く其罪を謝したりと云ふ、是より風儀俄かに改まり氏を恐るゝ鬼神の如くなりしと云ふ、

長岡領中に於て常に貧民地と稱せらるゝは西蒲原郡曾根組の某村なり、屢々救助の道を講ずるも能く其功を奏するなし、君郡奉行となるに及び、代官萩原貞左工門等と百方謀議して後圖の方法を講す、遂に身其地に入て實際を知らんと欲し一日姿を魚賣に變じて天秤を肩にして至り、其情愁を視察す、然るに魚賣には夫々の符帳語あるを、氏更らに之を知らず、賣買の間窮すると屢々なり、他の商人大に之を疑ひ遂に相語ひて氏を取巻き亂打す、君大に驚き百方苦戰して儘に虎口を逃れたりと云ふ、

氏の郡奉行を拜命するや、一日割元庄屋一同を其邸に招き饗飲す、來會者思らく新奉行特に有名の河井氏の事なれば必ず山海の珍味あらんと、然るに膳部を一瞥し來れば空汗るに大根の煮付のみ、他に一の食ふべきものなし、君徐かに挨拶して曰く其許等は身代有福なれば定めて滋味佳肴に飽き居るなるべしと存じ、特に大根の煮付を申付たり、遠慮なく、食られたしと言ひければ、衆相顧て呆然たり、然れども暗に意味ある挨拶故何れも恐惶

し君の非凡なるを曉りしと云ふ、

君主謀の故を以て其家断絶し、其家族は松代藩の手に捕せられ、明治二年三月十七日放免長岡に歸る、明治三年十一月藩主牧野銳桶君は藩士森一馬の弟廣之丞を新地百石にて召出し、森遊三と稱し河井氏の遺族三人扶助せしむ、氏を埋葬せしは若松城主の菩提所建福寺にして明治三年九月森源三及家族は氏の没命の地及び建福寺に赴き白骨を携へ來り、自家の菩提所長岡神田町光輝山榮涼寺に改葬せり、戒名は忠良院賢道義了居士と云ふ、

明治十六年二月廿六日家名再興の特典を賜はり、明治廿二年憲法發布の盛時あるに際し罪名消滅の恩典に沐し是に於て氏の舊知己三間正弘三島億二氏を始め、朝野の有志者相謀り一大碑を舊長岡城跡に建設せんと欲し、辛苦經營遂に其目的を達し、明治廿四年來奇有の大碑を城跡に建設せり、其碑文左の如し、

故長岡總督河井君碑

陸軍中將從二位伯爵黒田清隆篆額

安政己未。長岡河井君來我松山。就先師方谷山田先生。請從學。先生方柄用。以不暇教授。

辭之。君曰吾欲學先生作用。非區々質經問文。先生偉其言許之。余因得納交深信。其人儼。他日必有所爲。既而海內多故。遂及戊辰之變。君抗士師戰死。余聞之驚歎。知其事必出不獲已。而悲其才有所不盡也。頃者君故舊相謀。將樹碑表遺蹟。徵余銘。舊誼不可辭之。據狀叙之曰。君諱秋義。稱繼之助。河井氏。其宅有喬松。因號蒼龍窟。世仕長岡藩主牧野氏。考諱秋紀。妣長谷川氏。文政十年正月元旦生君。々幼豪放。不勉學。嘗學騎。疾驅狂奔。不從師範。師叱下之。君不屈。騎馳與止足矣。其不受人羈絆。往々如此。稍長折節讀書。然不修章句訓詁。唯大意至會心處。反覆朗誦。終身不忘。常以經世自期。武術獨好砲。鍛鍊自得。命中如神。年二十五。始游江戸。執贊齋藤拙堂翁。及古賀謹堂。佐久間象山諸氏之門。會米艦來浦賀乞互市。德川幕府處之失宜。海內騷然。藩主擢君爲參政屬。歸藩。所計畫。而執政不容。遂辭職。自築山園。募義勇。令東上衛藩邸。尋欲自發。執政不許。欲學函書知外情。有故不果。安政戊午。考致仕。襲其祿一百二十石。此年再游江戸。翌年游關西。從山田先生備中凡一年。深服之。嘗謂余曰。吾歷事諸大家。不知其學如何。至活用事業。則莫我方谷先生若焉。遂游長崎。接洋人。探外情而歸。此行君所得最多云。文久中藩主爲慕老。召君爲公用人。君知時勢不可爲。勸主辭職不川。乃自辭歸藩。々主亦

尋能。君自此弄文墨。耽奕棋。或蒙游觸藩禁。蓋皆出憤世之餘也。時幕府與伐長之役。君竊歎曰。恐吹毛求疵。廢應乙丑夏。刈羽郡民噓集。將迫城下。藩主命君鎮之。君提十字槍。單身入衆中。懇諭畢。瞋眼厲聲曰。汝等不從先。我亦揮槍當之。衆相顧逡巡。遂謝罪而散。執政始知君才可用。此冬任郡奉行。尋兼町奉行。遂自參政陞執政。前後多所釐革。設懲役場。廢奴館。除信濃川船稅。改士祿使上下無大差。抑門閥。戒奢侈。勵文武。賞罰嚴明。令行禁止。士氣大振。又長理財。從政僅二年。府庫充溢倍舊。丁卯冬。大將軍還政。朝廷輒納之廢幕。君奉藩主西上。々書論其不可不報。先伏見役二日。諫德川氏止出兵。亦不聽。歎曰。時乎命乎。海內自此亂。不若退撫封民。東軍果敗績。君護子間關還江戶。撤藩邸歸長岡。明治戊三月也。閏四月。薩長諸藩奉勅征與羽。一軍自越後進。會桑諸藩出兵防之。遂迫長岡共戮力。君峻拒之。自守封疆以待。征東監軍來駐小千谷。乃撤艦兵。身穿禮服。單騎謁曰。今日是何時。外國窺四邊。而內戰自弊之爲。願使我藩自守養民。圖他日以効。監軍素疑其與與羽。惘詰一晝夜。終不聽。乃歸會同志。謀曰。吾今自刎。請附首級以三萬金。報獻王師以表赤心。則長岡或免矣。衆不可。時王師既侵岩封內。君乃憤然決意曰。我恭順不敢抗拒。而彼來虐無辜之民。是薩長賊耳。非王帥也。可不禦乎。藩主

加茂町名

乃以君爲執兵總督。始與會桑共據楨嶺。防戰十晝夜。王帥不破。別遣一軍襲長岡。五月十九日城遂陷。藩主逃會津。君聚敗兵于加茂。與羽諸藩兵亦來。遂進擊王帥于今町走之。兵氣頗振。乃置牙營于見附。王帥既據長岡。互築胸壁。連亘數十里。橫斷北越。日夜飽戰。勝敗不決者。五十餘日。城北有大澤。曰八町。會長霖潦水氾濫。王帥懈警備。君圖暗襲。使人夜々測水。且架棧葦葦間。而轉陣山中爲不知。豫定部署。蓄炬材。七月二十四日。水滅棧成。乃報之與羽兵。自率死士四百。冒夜徑澤。八面放火。鼓譟攻城。城兵狼狽不戰而潰。比天明。全復長岡。適王帥亦期此晨。衝我牙營。豫聚精兵于見附。願城中烟焰。驚愕烟戰。我兵當之頗苦。君乃馳援。飛丸中左肩。骨碎不能復指揮。而與羽兵自背破王帥。四散退數里外。然城兵開君負傷。氣大沮喪。既而王帥收敗殘。廿九日四面來攻。城再陷。王師自此駭々進會津。所向無前。世謂君而不傷。東北平定。不知費幾歲月。或然。君瘵傷會津山中。不癒。以八月十六日歿。歲四十二。從者火化之。葬建福寺。後移葬長岡榮涼寺先塋。配柳野氏無子。以甥孫茂樹奉祀。君大願方面。眉秀而眼凸。爛々如電。或怒決眦。人不能仰視。天資英敏果決。一見洞人肺腑。排姦僞不避尊貴。愛忠良不遺卑賤。自信尤厚。不顧死生。不問毀譽。事期必成。而錯置縝密。克耐艱楚。言論爽快。能辨拆是非。一坐屈

附章河井繼之助君之傳

服、平生每誦李忠定、王文成之文集其所手寫。象山氏題簽之。王集方谷先生所藏。君請購之。蓋其言涉經世也。夙愛我國無海軍。一日先生。召余輩談時勢。君曰。秋義得志。節國用購大艦。任越海一方禦侮。及為執政。果有所豫備云。夫長岡一小藩已而自任如此。何其抱志之大。愛國之深也。不幸不死于外寇。而死于內難。是余所以深為國家悲之也。銘曰。

愛國讜議 忠定奚耻 學儒善戰 文成惟似
時乎不幸 遭此亂離 唯護民而 何避躬危
唯防賊已 何犯王威 爾々心事 天知地知
大審院檢事從五位 三島毅 撰

戊北越戰爭記 終

工學士鳥居然夫編纂

中等 教育 金 石 學 全一册

洋裝金字入

正價五十五錢郵稅八錢

方今普通教育ノ用書トシテ金石學ノ著少ナカラズ然レモ或ハ繁ニ流レ或ハ約ニ失シ殆ント完全無缺ノモノアルヲ見蜀本書ハ先生ガ多年斯學教授ノ職ト實地鑛山業トニ從事セラレタ其ル幾多ノ經驗ヨリ成ルモノニシテ理論ニ泥マ依實地ニ倅ラス簡ニシテ確約ニシテ精克ク其中庭ヲ得タルモノナレバ教科用トシテ完全ノ書タルノミナラを實地斯業ニ從事セラル、モノ、寶典トモ謂ツ可シ今ヤ製本成ル陸續御探讀アラソフヲ望ム

樞密院副議長伯耆東久世通暉君題辭、內藤耻叟、文學博士井上哲次郎、小林鐵之輔編纂、文學博士南條文雄、文學士有賀長雄、法學士山田喜之助諸大家校評

大日本帝國全史

全一册 (洋本)

正價五十錢

郵稅十錢

本書ハ全篇ヲ●上古史●中古史●近古史●近世史●政治史●法律史●軍事史●宗教史●文學史●外交史●附天變地異史ノ十節ニ區別シタルモノナリ

大槻東陽先生解釋渡邊約郎先生校訂
 洋裝金字入全二冊
 實價九十錢郵稅十八錢
 本書は平假名を交へ傍訓を付し隨所に解釋を加へたるものにして何人にも讀み得らるゝ
 日本外史獨學書なり

永山屯田兵司令長官題辭
 關矢北越殖民社長序文
北行筑波篤司君編述

拓殖指導 **北海道實況**
 全書冊洋裝美本北海道圖挿入
 正價金貳拾五錢郵稅四錢
 郵券代用承諾ス

本書ハ編者ガ數年間北海道廳諸會社協會等ノ實地踏查シ然ル後チ事實ト報告ト相
 正確ナル報告ニ據リ前後數回北海道全部ヲ符合セルモノ、ミヲ輯録シ
 編述シタルモノナリ全篇凡テ植物、養蠶、水産、炭鑛、牧畜、殖民
 十二章北海道ノ概略、氣候、**原經、水陸運輸、文學、政事、宗教、工業、商業、移住**
 ノ手續、**企業ノ方法、土地貸下及ビ拂下**ニ關スル要領等北海道巨細
 集セリ殊ニ北海道ノ都港ヲ論シテ大勢ニ及ブノ結論ハ斬新奇抜ノ中ニ着實ナル事實ノ離レ
 タルヲ見得可ク即チ商業的及ビ實業的企業ノ目的ヲ以テ移住セントスルモノニハ尤モ適切
 恰好ナル指導書ニシテ坐ナカラ北海道ノ實狀ヲ知ル**方針**ヲ裨益スル蓋シ僅
 ヲ得ベシ世ノ北海道ニ志アルモノ此書ニヨラハ其

乙部兵義先生編纂

算術難問解法自在

全一冊 正價郵稅共十二錢

右ハ算術難問ヲ自在ニ解シ得ル方法及ビ速力、杆、比重、溫度、年齡、時計、小數、積
 及ビ近時流行ノ信用算(Polynomial)等ノ難問ヲ揭ゲ一々詳解ヲ付シタレバ其良書タルコト
 ハ弊店ガ喋々ヲ待タ一學者其特色ヲ見賜ヘ
 小船井理吉先生著

測量早學

全一冊 正價郵稅共二十錢

本書ハ先生ガ地圖調製ノ業ニ當ラントスルモノ、爲ニ速成科ヲ設ケテ實地教授セラレタル
 筆記ニシテ測量ノ大要ヲ示シ專ラ土地丈量地圖調製ノ便利ヲ計リタル良書ナリ
 山縣禎先生編 土田泰先生註

國史纂論

全五冊 正價六十錢郵稅十錢

本書ハ國史本文ノ間ニ水府義公ヲ始メ羅山ヨリ山陽ニ至ル三十大家ノ史論文ヲ挿ミタルモ
 ノニシテ尙古典ニ徵セル標註アリ其議論事ノ正當傑卓ナルハ言ヲ俟タ製事實尤當ヲ得タ
 ルモノナレバ中學師範及同等各種學校ノ教科用又ハ他ノ漢文學讀本トシテ善良ノ書ナリ

安積良齋遺稿 土田淡堂訓註

訓名賢言行略

全一冊 正價郵稅共三十錢

此書ハ弘化嘉永間幕府備官トシテ名聲赫々タリシ良齋安積先生ノ筆ニ成レル名賢言行ノ實跡録ナルヲ今同標註訓點シテ中等教育ノ資ニ充テリ記叙文ハ簡潔流暢ニシテ漢文ノ軌範トナリ旁ラ徳性ヲ涵養スルニ足ルベシ師範中學教科書ニハ最モ適當セリ

丹羽 男 先生 著

自在 日本速記法

全一冊 正價郵稅共二十錢

本書ハ全篇ヲ廿三章トシ記號ノ原因ヨリ順ヲ逐ヒ序ヲ推シ動詞加點法及練習問答ニ至ルマデ詳解シタルモノニシテ其繁簡最モ宜シキヲ得タルモノナレバ御試アランコトヲ

東久世伯爵題辭 土田 淡堂編輯

軍人振氣編

全一冊 正價十五錢

本編ハ古今英確豪傑ノ和漢文章詩歌等ノ軍人學生ヲシテ氣象ヲ振記セシムベキモノノミヲ蒐集シタルモノニシテ又一般人士ノ講讀スベキ書ナリ

明治廿六年五月五日訂正再版印刷
全 廿六年五月十五日發行

定價參拾錢

編輯者

新潟縣古志郡長岡本町大字殿町三十一番地

野口 團 一 郎

發行者

東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地

目 黒 甚 七

印刷者

全 京橋區瀧山町七番地 濱關 舍

澁 谷 信 次 郎

印刷所

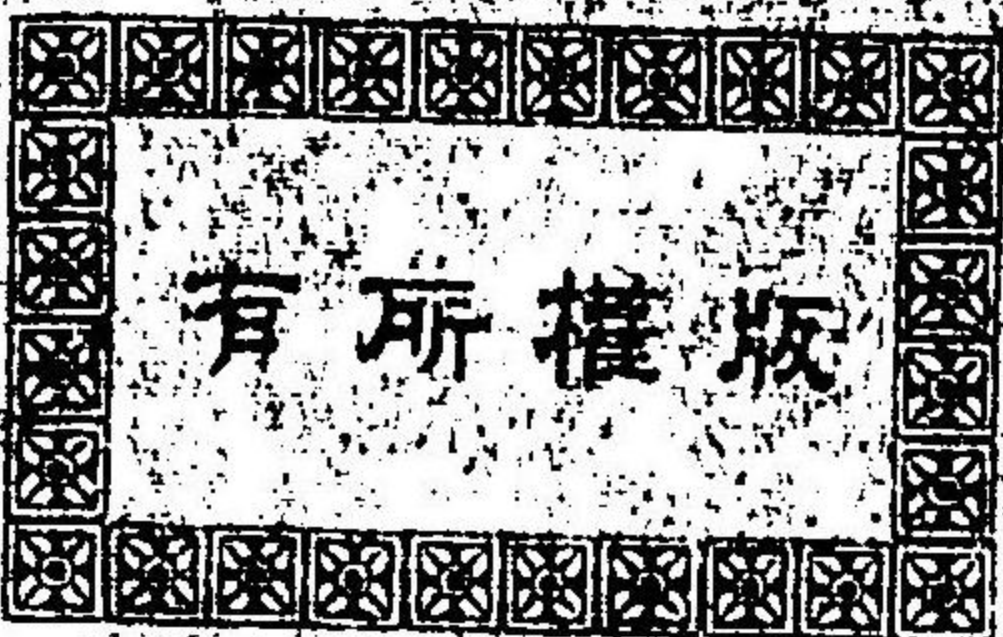
全 京橋區瀧山町七番地

濱 關 舍

發兌所

全 京橋區南傳馬町二丁目五番地

目 黒 十 郎 支 店

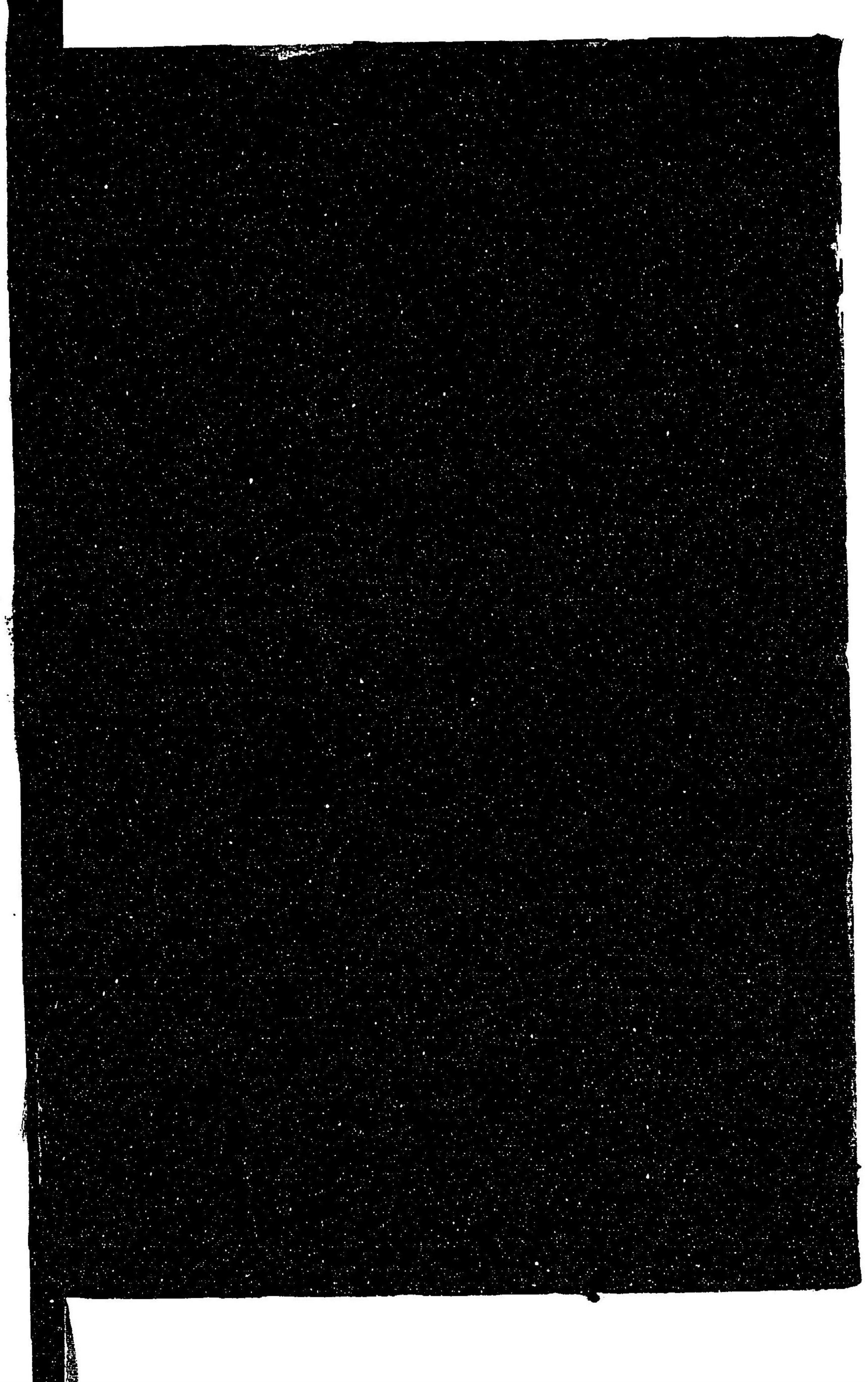


版權所有

大賣捌書肆

日本橋通一丁目	大倉孫兵衛	大阪備後町	梅原龜七
全 通三丁目	金櫻堂	全	吉岡平助
全 通四丁目	春陽堂	全	柳原喜兵衛
全 本石町	上田屋本店	南久寶寺町	前川善兵衛
全 新大坂町	小林喜右衛門	京都市	田中治兵衛
全 若松町	柳原友吉	名古屋本町	川瀨代助
全 室町三丁目	杉本七百丸	越中富山	中田書店
全 油町	水野書店	美濃大垣	岡安慶助
全 大傳馬町二丁目	長島恭三郎	金澤市	雲根堂
京橋區弓町	松村孫吉	水戸市泉町	川又銀藏
淺草三好町	大川屋錠吉	仙臺市國分町	有千閣書店
神田裏神保町	東京堂	熊本市新三丁目	長崎二郎
全	上田屋支店	鹿兒島市仲町	吉田幸兵衛

42
207



002222-000-8

42-207

戊辰北越戦争記

野口 団一郎/編

M26

ACB-5550

